

甲斐市文化協会加入団体規則

(目的)

第1条 この規則は甲斐市文化協会会則第4条第2項による加入団体及びその資格に関し必要な事項を定める。

(団体組織)

第2条 加入団体は、甲斐市文化協会の趣旨に賛同する市民の文化団体等とする。

(加入資格)

第3条 加入団体は、次に掲げる資格を有する団体とする。

(1) 市民で組織するアマチュア文化団体であること

(2) 会員数は概ね10名以上であること

2 前項に定めるもののほか、理事会において適当と認める団体については加入団体とすることができる。

(会費)

第4条 加入団体は、本会会則第13条による会費を納入しなければならない。

(1) 会費は年額1人500円とし、年度上半期までに会員名簿を添えて納入するものとする

(2) 納付した会費は、いかなる場合も返還しないものとする

(事業報告)

第5条 加入団体は、事業計画、予算書、決算書、役員名簿、事務連絡先等を文化協会に報告しなければならない。

(役員の届出)

第6条 加入団体は、当該団体の役員及び会員に変更があった場合は、すみやかにその旨を届出なければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月28日から施行する。